

# カンボジア建設法

## (日本語訳)

2020年4月

本資料は、2019年度に公布・施行された建設法を和訳したものです。

本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）プノンペン事務所が弁護士法人 One Asia カンボジア事務所 (<https://oneasia.legal/>) に作成委託し、2019年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本資料はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび弁護士法人 One Asia カンボジア事務所は、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえばジェトロおよび弁護士法人 One Asia カンボジア事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします

# 建設法

建設法は、以下の内容で、2019年10月7日、下院議会第三回第六本会議において制定され、2019年10月18日、上院議会第四臨時会議において、その形式及び趣旨全体が確認及び承認された。

## 第1章 総則

### 第1条

本法は、次に掲げる事項を確保することを目的とする。

- 建築物の品質、保安、安全性、財産の保護並びに建築主、建築物の利用者及び公衆の福祉
- 公共の福祉を増進するための、持続可能な生活に関する美しく、良好な環境
- 建設分野における労働及び営業の責任及び効率性
- 建設分野における投資家の信頼の向上並びに経済的及び社会的に効率的な不動産市場の促進

### 第2条

本法は、カンボジア王国における建設分野の管理のための原則、建設技術規制、規則及び手続を確立することを目的とする。

### 第3条

本法は、別個の法令文書で定める建築物の種類を除き、カンボジア王国における建設分野に適用される。

### 第4条

本法で用いられる重要な用語は、本法に附属する用語集でこれを定義する。

## 第2章 管轄当局

## 第5条

- 1 国土整備・都市計画・建設大臣は、建設分野を管理する権限を有する。
- 2 国土整備・都市計画・建設大臣は、都、州、市及び区の行政に建設分野を管理する権限を譲渡又は委任することができる。

## 第3章 原則

## 第6条

建設作業はすべて、次に掲げる原則に従うものとする。

- 公益及び個人の権利の保護
- 効率性、持続可能性及び包括性
- 国土整備及び都市計画
- 緑地開発、天然資源及び環境の保護
- 国民性の保持及び向上

## 第4章 建設技術規制

## 第7条

- 1 建設作業はすべて、建設技術規制に従うものとする。
- 2 建設技術規制への適合性については、国土整備・都市計画・建設大臣が付与する免許又は許可を有する検査・認証者の検査及び認証を受けるものとする。
- 3 建設作業の検査及び認証に関する条件並びに手続は、政令でこれを定める。

## 第8条

- 1 建築物はすべて、その機能に従って、建設技術規制で定めるすべての荷重を安全に支えることができる構造を有するものとする。
- 2 構造安全上の認証を要する建築物の区分、種類及び規模は、国土整備・都市計画・建設省令でこれを定める。

## 第9条

- 1 建築物はすべて、建設技術規制並びに防火及び消火に関する規定で定める火災安全規則に従うものとする。

- 2 火災安全認証を要する建築物の区分、種類及び規模は、国土整備・都市計画・建設省及び内務省の共同省令でこれを定める。

#### **第10条**

- 1 国家建設技術規制は、建設技術規制のための国家評議会の要請により、政令でこれを施行する。
- 2 国家建設技術規制以外の建設技術規制は、国土整備・都市計画・建設省令でこれを施行する。
- 3 特定の基準の遵守が求められる建設資材、建設設備及び建設製品についての技術規制は、国土整備・都市計画・建設省の要請により、国家基準評議会の決定に従って、当該産業分野を管轄する省令でこれを施行する。
- 4 カンボジア規格として設定されていない、建設資材、建設設備及び建設製品に関するその他の技術規制は、国土整備・都市計画・建設省令でこれを施行する。

#### **第11条**

- 1 国土整備・都市計画・建設大臣を委員長とし、関連省庁・機関及び民間の代表者を委員として構成する、建設技術規制のための国家評議会を設置する。
- 2 建設技術規制のための国家評議会は、運営主体として事務局長を設置する。
- 3 建設技術規制のための国家評議会の組織及び役割は、政令でこれを定める。

### **第5章 建設専門家の管理**

#### **第12条**

- 1 建設専門家として役目を果たす可能性のある自然人は、関連するそれぞれの建設分野の専門家委員会に登録するものとする。
- 2 建設分野に関連する各専門家委員会の組織及び役割は、勅令でこれを定める。

#### **第13条**

- 1 建設専門家は、厳格にその専門家行動規範に従うものとする。
- 2 各種建設専門家行動規範は、政令でこれを定める。

#### **第14条**

専門家委員会が設置されていない分野のその他の建設熟練工の管理については、政令でこれを定める。

## 第6章 建設分野における専門家及び事業の管理

### 第15条

- 1 独立して業務を行うことが許可されている建設専門家は、国土整備・都市計画・建設大臣が付与する免許を有するものとする。
- 2 建設事業会社の技術長を務める建設専門家は、国土整備・都市計画・建設大臣が付与する免許を要しない。
- 3 建設事業会社の技術長は、現行の専門家行動規範及び技術規制に従って、独立して、その職務を遂行するものとする。

### 第16条

- 1 次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、建設専門家は専門家資格を喪失するものとする。
  - － 専門家実務に関連する必要条件を満たさなくなった場合
  - － 免許の停止又は取消に繋がる業務上の不正行為を行った場合
  - － 専門医によって、専門家実務に影響を及ぼすおそれのある健康上の問題を有すると診断された場合、又は、裁判所から一般後見開始若しくは保佐開始の審判を受けた場合
  - － 裁判所から破産宣告を受けた場合
  - － カンボジア王国又は過去に居住していた国で重罪に処された場合
- 2 建設専門家免許の停止は、免許停止日から起算して6ヶ月を超えてはならない。
- 3 免許取消日から起算して5年後に、建設専門家への復権が認められることがある。
- 4 カンボジア王国又は過去に居住していた国での重罪を理由に専門家資格を喪失した場合、刑事訴訟法の規定に従って復権を得た後、専門家への復権が認められることがある。

### 第17条

建設業を営む者はすべて、事業の種類に応じて、国土整備・都市計画・建設大臣が付与する免許、又は、都若しくは州の許可を受けるものとする。

### 第18条

- 1 次に掲げるいずれかに該当する場合、建設事業会社は実務資格を喪失するものとする。

- 事業免許を受けるための必要条件を満たさなくなった場合
  - 商業登記簿から抹消された場合
  - 裁判所によって解散され又は無効とされた場合
  - 裁判所から破産又は清算の宣告を受け場合
  - その取締役又は技術長が裁判所によって一般後見開始又は保佐開始の審判を受けた場合、但し、裁判所の審判日から 30 日以内に当該取締役又は技術長が交代する場合を除く
  - その取締役又は技術長が裁判所によって破産又は清算の宣告を受けた場合、但し、裁判所の宣告日から 30 日以内に当該代表者又は技術長が交代する場合を除く
  - その取締役又は技術長がカンボジア王国又は居住する国において重罪に処された場合、但し、裁判所による判決確定日から起算して 30 日以内に当該取締役又は技術長が交代する場合を除く
- 2 建設事業免許の停止は、免許停止日から起算して 1 年を超えてはならない。
  - 3 免許取消日から起算して 5 年後に、建設事業への復権が認められることがある。
  - 4 裁判所から破産宣告を受けた若しくはその保有する会社が裁判所から清算宣告を受けた者又は専門家は、裁判所による破産又は清算宣告日から起算して 5 年後に、建設事業会社の取締役又は技術長として復権が認められることがある。
  - 5 カンボジア王国又は居住する国において重罪に処された者又は専門家は、刑事訴訟法の規定に従って復権を得た後、建設事業会社の取締役又は技術長として復権が認められることがある。

## 第 19 条

- 1 建設専門家又は建設業の免許を有する者は、自らの業務又は事業に関する責任を保証するため、カンボジア王国で営業する保険会社と保険契約を締結するものとする。
- 2 保険契約の対象は、専門家又は事業者とその顧客との間の契約上の義務履行の保証とする。
- 3 建設専門家又は事業者の責任を保証するための最低金額は、政令でこれを定める。

## 第 20 条

建設専門家免許及びその他の建設業のための免許又は許可の付与、停止及び取消の条件並びに手続は、政令でこれを定める。

## 第 21 条

- 1 建設専門家若しくは事業の免許又はその他の許可の申請には、サービス手数料が

かかるものとする。

- 2 建設専門家若しくは事業の免許又はその他の許可申請サービス手数料の金額は、経済・財政省及び国土整備・都市計画・建設省の共同省令でこれを定める。
- 3 建設専門家若しくは事業の免許又はその他の許可の申請サービス手数料は、国及び地方公共団体の財源となるものとする。

## 第7章

### 建設資材・建設設備・建設製品の使用及び建設研究所

#### 第22条

- 1 建築物の品質及び建築物の利用者の安全性の確保が求められる建設資材、建設設備及び建設製品は、国土整備・都市計画・建設省によって、建設技術規制又は国家規格委員会によって採択されたカンボジア規格への適合性について認可若しくは認証を受け、カンボジア規格マークの利用免許を受けた上で、これらにカンボジア規格マークを貼付又は印刷するものとする。
- 2 建築物の品質及び建築物の利用者の安全性を確保するための建設資材、建設設備及び建設製品の認可並びに認証に関する方式及び手続は、国土整備・都市計画・建設省令でこれを定める。

#### 第23条

- 1 カンボジア規格マークが貼付されている必要がある、又は、建設技術規制への適合性の認可若しくは認証を受ける必要があるにもかかわらず、カンボジア規格マークが貼付されていない、若しくは、建設技術規制適合性についての認可若しくは認証を受けていない建設資材、建設設備又は建設製品を製造、流通、輸入、販売、供給又は使用することは、これを禁ずる。
- 2 建設技術規制に適合しない建設資材、建設設備又は建設製品の使用は、これを禁ずる。
- 3 建設資材、建設設備又は建設製品の建設技術規制適合性の確認の方式及び手続は、国土整備・都市計画・建設省令でこれを定める。

#### 第24条

- 1 国土整備・都市計画・建設省は、国家建設研究所を設置するものとする。
- 2 国家建設研究所の組織及び役割は、政令でこれを定める。

## 第 25 条

- 1 事業を目的とする建設研究所はすべて、国土整備・都市計画・建設大臣が付与する免許を受けるものとする。
- 2 学習、研究及び訓練を目的とする建設研究所の設置は、国土整備・都市計画・建設大臣の許可を受けるものとする。
- 3 学習、研究及び訓練を目的とする建設研究所の設置許可の付与、停止及び取消の条件及び手続は、政令でこれを定める。

## 第 8 章 建築、修繕、解体許可

### 第 26 条

建築作業及び解体作業はすべて、監督官庁による事前の許可を受けるものとする。

### 第 27 条

- 1 緊急時若しくは災害時における、人命の救助若しくは保護、又は、緊急時における、健康若しくは財産に対する、重大な影響若しくは損害の防止のための建築作業又は解体作業は、事前許可証を要しない。
- 2 緊急時に建築された建築物の所有者は、緊急事態終了後 30 日以内に、現行の条件及び手続に従って、利用証明書を申請するものとする。
- 3 緊急時に解体された建築物の所有者は、緊急事態終了後 30 日以内に、書面で監督官庁に通知するものとする。

### 第 28 条

- 1 許可を要しない建築作業又は解体作業は、次に掲げるとおりとする。
  - － 公の保安、安全性及び秩序に影響を及ぼさない小規模な建築物
  - － 観光地、遺跡、保全地若しくは保護区に影響を及ぼさない、郊外若しくは農村部にある木造住宅、一階がコンクリート造で上階が木造の住宅、又は、木造若しくはコンクリート造の一階建ての住宅
  - － 国家の安全保障及び国防のための建築物
- 2 許可を要しない建築作業又は解体作業の種類及び規模は、政令でこれを定める。

### 第 29 条

- 1 建設設備の修繕作業、変更作業又は据付作業は、当該建設設備の荷重支持構造及び外観、並びに、建築物の全部又は一部の機能に影響を及ぼさず、かつ、それら作



業が、公の保安、安全性及び秩序に影響を及ぼさない場合、許可を要しない。建築主はこの場合、監督官庁に対して事前通知を行うものとする。

- 2 許可を要しない建設設備の修繕作業、変更作業又は据付作業の種類及び規模は、政令でこれを定める。
- 3 許可を要しない建設設備の修繕作業、変更作業又は据付作業に関する事前通知の方式及び手続は、国土整備・都市計画・建設省令でこれを定める。

### **第 30 条**

建築、修繕又は解体許可の付与、停止及び取消の条件並びに手続は、政令でこれを定める。

### **第 31 条**

- 1 建築、修繕又は解体許可は、許可を受けた者を、現行の建設技術規制及びその他の規則に基づきいかなる義務及び責任から免除するものではない。
- 2 許可を要しない建築物の建築作業又は解体作業の実施は、建築主を他の現行の法規に基づき義務及び責任から免除するものではない。

## **第 9 章 設計図書の管理**

### **第 32 条**

建築作業又は解体作業に使用される設計図書はすべて、国土整備・都市計画・建設大臣が付与する免許又は許可を有する設計者によって、責任を持って署名されるものとする。

### **第 33 条**

- 1 建築作業又は解体作業に使用される設計図書はすべて、建設技術規制及び国土整備・都市計画規制に従うものとする。
- 2 個人利用目的の建築物を除き、あらゆる種類の建築物の建築作業又は解体作業に用いる設計図書には、障がい者のために設計された移動用の通路、スロープ、レーン、エレベーター、トイレ、駐車場及び様々な案内標識という、障がい者のためのインフラ、設備及びサービスが備えられるものとする。
- 3 設計図書は、建設技術規制及び国土整備・都市計画規制への適合性について、国土整備・都市計画・建設大臣が付与する免許又は許可を有する検査・認証者の検査及び認証を受けるものとする。

- 4 許可を要する建築物の建築作業又は解体作業のための設計図書は、建設技術規制への適合性について、国土整備・都市計画・建設大臣が付与する免許又は許可を有する検査・認証者の検査及び認証を受けるものとする。

### **第 34 条**

- 1 建築主は、許可を要する建築作業又は解体作業が、確実に、許可を通じて監督官庁の承認を受けた設計図書に従って適正に実施されるようにするものとする。
- 2 監督官庁は、建築作業又は解体作業が行われる前に、承認済みの設計図書の変更を許可することができる。
- 3 設計図書の変更許可は、設計図書の変更許可という形式で行われるものとする。
- 4 設計図書変更許可の条件及び手続は、政令でこれを定める。

### **第 35 条**

- 1 建築許可を通じて監督官庁の承認を受けた、全体又は部分的に独自性のある、設計者の制作物はすべて、現行の規則に従って、盗用又は剽窃から保護されるものとする。
- 2 設計図書は、当該設計図書に既に署名を行った設計者及び建築主の許可がない限り、これを他の現場で使用することはできない。
- 3 特別な建築学的価値を有する設計図書の他の現場での使用は、これを禁ずる。特別な建築学的価値を有する設計図書は、国土整備・都市計画・建設省令でこれを定める。

## **第 10 章**

### **建築作業・解体作業の管理**

### **第 36 条**

- 1 建築作業又は解体作業はすべて、国土整備・都市計画・建設大臣が付与する免許、又は、都若しくは州の許可を有する施工者がこれを行うものとする。
- 2 施工者は、次に掲げるすべての要件を満たす場合には、国土整備・都市計画・建設大臣が付与する免許、並びに、都又は州の許可証を要しない。
  - － 建設専門家であること
  - － 自己の居住の用に供する建築物を建築又は解体すること
  - － 自己の専門技術に従って建築物を建築又は解体すること

### **第 37 条**

- 1 建築作業又は解体作業はすべて、次に従って行われるものとする。
  - 設計図書
  - 建設技術規制
  - その他の現行の規制
- 2 許可を要する建築作業又は解体作業はすべて、許可を通して監督官庁の承認を受けた設計図書に従うものとする。

### **第 38 条**

- 1 許可を要する建築作業はすべて、事前に建設現場開設許可を受けるものとする。
- 2 建設現場開設許可のための条件及び手続は、政令でこれを定める。

### **第 39 条**

施工者は、建設現場における公の保安、安全性、秩序及び環境を確保するものとする。

### **第 40 条**

- 1 許可を要する建築主は、監督官庁に対して、建築作業又は解体作業についての経過報告書を提出するものとする。
- 2 建築作業又は解体作業についての経過報告書は、施工者によって作成され、建築主の同意を受けるものとする。
- 3 監督官庁に対する建築作業又は解体作業についての経過報告の方式及び手続は、国土整備・都市計画・建設省令でこれを定める。

### **第 41 条**

- 1 許可を要する建築作業又は解体作業は、作業中に、国土整備・都市計画・建設大臣が付与する免許又は許可を有する検査・認証者の検査及び認証を受けるものとする。
- 2 建築作業又は解体作業の検査・認証者は、報告書を作成し、建設技術規制及び監督官庁が承認した設計図書への適合性を認証する証明書を発行するものとする。

### **第 42 条**

- 1 公の保安、安全性及び秩序を確保する必要がある場合、監督官庁は、建築作業又は解体作業を確認するために、建設検査官を任命することができる。
- 2 建築主、建築物の利用者及び不動産開発業者、施工者、並びに、建設検査官を含む建築作業に関係する者は、建設検査官に協力するものとする。

- 3 建築作業又は解体作業が建設技術規制又は他の現行の規則に適合していないことが判明した場合、監督官庁は、停止、変更、中止、建築物の取壊しの要求又は、その他必要な措置の実施を決定することができる。

#### **第 43 条**

建築作業又は解体作業の管理の条件及び手続は、政令でこれを定める。

## **第 11 章 建築物の利用**

#### **第 44 条**

- 1 建築許可を要する建築物の利用は、利用証明書を通じて監督官庁の許可を受けるものとする。
- 2 建築主は、建築物を利用し又は利用に供する前に利用証明書を申請するものとする。
- 3 建築許可を要する建築物はすべて、監督官庁が利用を許可する前に、国土整備・都市計画・建設大臣が付与する免許又は許可を有する検査・認証者によって、建設技術規制への適合性について検査及び認証を受けるものとする。

#### **第 45 条**

建築中の建築物の全体又は一部を安全に利用することができる場合、監督官庁は、その全体又は一部について、一定の期間、仮の利用を許可することができる。

#### **第 46 条**

利用証明書の付与、停止及び取消の条件並びに手続は、政令でこれを定める。

#### **第 47 条**

- 1 居住以外の目的で利用される建築物には、利用証明書の発行日から最長 5 年間の品質及び安全性の検査が必要である。品質及び安全性の検査は、その後も少なくとも 5 年に一度、定期的に行われるものとする。
- 2 居住の目的で利用される建築物には、利用証明書の発行日から最長 10 年間の品質及び安全性の検査が必要である。品質及び安全性の検査は、その後も少なくとも 10 年に一度、定期的に行われるものとする。
- 3 建築物の防火・消火システムの品質及び有効性の検査並びに認証は、2 年に一度、行われるものとする。

- 4 危険な建設設備には、毎年一度の検査が必要である。危険な建設設備の種類は、国土整備・都市計画・建設省令でこれを定める。
- 5 建築主又は建築管理者は、建物の品質及び安全性の検査の実施期限後1ヶ月以内に、監督官庁に対して、建物の品質及び安全性の検査結果を提出する義務を負う。

#### **第48条**

監督官庁は、生命若しくは財産に対する危険、又は、公の保安若しくは秩序への影響がある場合、品質及び安全性の検査を求めることができる。

#### **第49条**

- 1 建築物の品質及び安全性の検査は、建設検査官又は国土整備・都市計画・建設大臣が付与する免許を有する検査・認証者がこれを実施するものとする。
- 2 建物の品質及び安全性の検査のための費用はすべて、建築主の負担とする。
- 3 区分所有建物については、専有部分のすべての所有者が連帯して、専有部分の規模に応じて建築物の品質及びの安全性の検査のための費用を負担する。

#### **第50条**

建物の品質及び安全性の検査の方式及び手続は、国土整備・都市計画・建設省及び内務省の共同省令でこれを定める。

## **第12章 危険建築物**

#### **第51条**

国土整備・都市計画・建設省、並びに、都、州、市及び区は、公の保安、安全性及び秩序を確保するための必要な措置を講じるために、危険建築物を検査及び監視する義務を負う。

#### **第52条**

- 1 建築主及び建築管理者は、危険建築物に関して、監督官庁に報告する義務、及び、事故回避のために監督官庁が決定するすべての措置に従う義務を負う。
- 2 事故を回避する必要がある場合、監督官庁は、建築物への立入禁止、及び、建築物の解体を求める等の緊急の措置を講ずるものとする。
- 3 事故回避のための費用はすべて、建築主の負担とする。

## 第 53 条

危険の程度、事故回避策の決定及び危険建築物の管理手続は、国土整備・都市計画・建設省令でこれを定める。

## 第 13 章

### 建築許可を受けずに又は建築許可に違反して建築・解体された建築物

## 第 54 条

監督官庁は、建築作業又は解体作業が許可を要する場合において、建築又は解体許可を受けていない建築作業又は解体作業の中止措置を講ずるものとする。

## 第 55 条

監督官庁は、許可に違反して実施されている建築作業又は解体作業を停止するための措置を講じ、建築主に対して、許可に従って是正するよう求めるものとする。

## 第 56 条

- 1 監督官庁は、許可を要する場合において、許可を受けていない、又は、許可に違反して建築された建築物を変更又は解体するための措置を講ずるものとする。
- 2 監督官庁は、許可を要する場合において、許可を受けていない、又は、許可に違反する建築物に関する利用、事業活動、処分及び取引を禁止するための措置を講ずるものとする。

## 第 14 章 建設監査

## 第 57 条

- 1 国土整備・都市計画・建設大臣は、監視、観察、調査、検査及び証拠を収集し、並びに、本法の執行を促進するために、建設監査官を任命するものとする。
- 2 建設監査官は、刑事訴訟法の規定に従って、本法に定める犯罪を捜査する司法警察官の資格を付与される。
- 3 建設監査官の資格の付与の方式及び手続は、司法省及び国土整備・都市計画・建設省の共同省令省でこれを定める。

## 第 58 条

- 1 建設監査官は、法執行の業務中、記章の付いた制服を着用し、業務指示書を携行するものとする。
- 2 建設監査官の制服、記章及び装飾については、政令でこれを定める。

## 第 59 条

- 1 建設監査官は次に掲げる任務及び権利を有する。
  - － 本法に定める建設に関する犯罪の捜査、中止、並びに、一時的な措置の実施及び行政上の罰金の賦課
  - － 許可又は免許を有する者が本法に反した場合における、許可又は免許の一時的取消
  - － 建設に関する犯罪に関する証拠収集及び立件
  - － 本法施行の枠組内で他の措置を講じること
- 2 建設監査の実施の方式及び手続は、国土整備・都市計画・建設省令でこれを定める。

## 第 60 条

建設監査官は、任務を遂行するために、作業中いつでも建設現場に立ち入り、また、営業時間中、建築物に立ち入ることができる。

## 第 61 条

- 1 犯罪捜査における建設監査の実施はすべて、刑事訴訟法に従うものとする。
- 2 建設監査官は、本法に定める犯罪を抑止するために、あらゆるレベルの地方当局及び軍隊又はその他の関連する監督官庁に助力を求めることができる。
- 3 実際に犯罪が発生した場合、又は、建築若しくは解体許可がない場合、関連する監督官庁は、手続に従って行動するために、直ちに、最も近接した所轄の建設監査官に通知するものとする。

## 第 15 章 除斥

## 第 62 条

設計図書の審査及び/又は承認の権限を有する公務員は、自らが作成又は認証した設計図書の設計者又は検査・認証者になることができない。

### **第 63 条**

建設監査官、建設検査官及び検査・認証者は、建築主、その配偶者、直系親族三親等内の血族若しくは三親等内の姻族、又は、建築計画について経済的利害関係を有する者になることができない。

### **第 64 条**

設計者として職務を遂行することは、自らの設計図書について検査・認証者として職務を遂行することと両立しない。

### **第 65 条**

施工者として職務を遂行することは、自らの建築作業について検査・認証者として職務を遂行することと両立しない。

### **第 66 条**

- 1 設計図書又は建築作業の検査・認証者は、建築主の配偶者、直系親族又は三親等以内の血族になることができない。
- 2 建築物を所有する会社の株主若しくは従業員、又は、建築計画について経済的利害関係を有する者は、建築物の設計図書又は建築作業の検査・認証者として職務を遂行することができない。

## **第 16 章**

### **建設・解体請負契約**

### **第 67 条**

建設又は解体請負契約は、書面によるものとし、そこには次に掲げる最低限の条項を規定されるものとする。

- 契約当事者の身元情報
- 作業の場所、規模及び種類
- 請負代金、支払期日及び支払方法
- 契約上の義務の履行に関する契約当事者の保証
- 作業における技術上及び安全上の条件
- 建築作業又は解体作業及び建築物への据え付けのための建設資材、建設設備又は器具、及び、重機を提供する条件
- 契約の修正及び解除の条件
- 作業によって引き起こされた損害に対する法的責任に関する保険及びその他の



## 条項

- 建設又は解体請負契約の対象となる設計図書が現行の規制に適合していることの確認
- 作業開始日、完了日及び引渡日
- 不可抗力に関する条件
- 契約に係る紛争解決

## 第 68 条

- 1 私的な居住用建築物の建設又は解体請負契約については、濫用的な条項は無効とみなされるものとする。
- 2 私的な居住用建築物の建設又は解体請負契約における濫用的な条項は、次のとおりである。
  - (1) 建築主に対して、建築作業のために必要な借入れを行う権限を請負人に付与することを求める条項
  - (2) 建築主に対して、請負人から建築物の引渡しを受けるために、請負代金全額の事前の支払いを求める条項
  - (3) 請負代金の支払いの各段階の前、及び、建築物の引渡前に、建築主又はその代理人が調査のために建設現場に立ち入ることを禁ずる条項
  - (4) 請負人に対して、当初の契約の対象である建築、修繕又は解体計画の技術上の条件と著しく異なる条件が付された建築、修繕又は解体許可に従って、建築作業又は解体作業を行うことを求める条項
  - (5) 不可抗力及び建築主自身に起因する理由以外の遅延の理由を認めることによって、請負人の契約期間内の完成義務を免除する条項

## 第 69 条

建設又は解体請負契約の当事者は、当該契約から生ずる義務又は権利について、次の各号に掲げる停止条件を付することができる。

- (1) 建築主が売買契約を締結した場合において、建築作業を行うための土地又は不動産上の権利を取得すること
- (2) 建築、修繕若しくは解体許可又は監督官庁のその他の許可の取得すること  
この場合、建築主は許可申請日を明示するものとする。
- (3) 建築作業又は解体作業のための借入れを受けること
- (4) 建築作業又は解体作業によって引き起こされうる損害のための保険に加入すること
- (5) 建設現場のための建設資材、建設設備又は建設製品の供給について保証を受けること

## 第 70 条

建設又は解体請負契約の目的である、瑕疵なく作業を完成させる義務は、次の各号に掲げる内容をその内容とする。

- (1) 建築作業は、許可、建設技術規制、他の現行の規則及び指示に従って行われる。
- (2) 建築作業は、適切な方法により、専門的能力をもって行われる。
- (3) 作業を行うための建設資材、建設設備又は建設製品は、設計図書に従ってその利用上の機能に適合し、そして、建設技術規制に従って適切な品質であるものとする。
- (4) 作業を行うための建設資材、建設設備又は建設製品は、契約に別段の定めがない限り、新品とする。

## 第 71 条

- 1 建設請負契約の対象である作業についての瑕疵担保期間は、建築物の引渡日から数えて、次の各号に定める期間とする。
  - (a) 鉄筋コンクリート、鋼・コンクリート複合材料又は鋼造建築物の構造については、10 年間以上
  - (b) 建築物の外壁、窓、扉及び屋根については、5 年間以上
  - (c) 電気作業、配管作業及び機械作業並びにその他関連する作業については、2 年間以上
- 2 建設請負契約の当事者は、作業に関する瑕疵担責任期間を、前項に定める期間よりも長い期間に設定するよう合意することができる。
- 3 作業に関する瑕疵担保期間を、上記項に定める期間よりも短い期間の設定は無効とみなされる。

## 第 17 章 保険

### 第 72 条

- 1 建設又は解体請負人は、労働者及び第三者に対して、作業によって引き起こされる損害、財物の滅失、負傷、障害又は死亡について賠償する、建設又は解体請負契約の目的である建築作業又は解体作業のための建設現場賠償責任保険に加入するものとする。
- 2 監督官庁は、起工を許可する前に、建設請負人が保険会社との間で保険契約を締結していることを確認するものとする。

### **第 73 条**

- 1 建設請負人が建設又は解体下請契約を締結する場合、建設現場賠償責任保険契約に加入する義務は、建設又は解体請負人の負担となる。建設現場賠償責任保険は、すべての建設又は解体下請人の作業の実施をその適用範囲とするものとする。
- 2 建築主が、一件の建築物の建築作業又は解体作業を行うために、複数の建設又は解体請負人と建設又は解体請負契約を締結する場合、すべての建設又は解体請負人は、それぞれ、建設現場賠償責任保険に加入するものとする。

### **第 74 条**

不動産開発計画において建築作業又は解体作業を行う場合、不動産開発業者は、保険会社と直接、建設現場賠償責任保険の契約を締結するものとする。

### **第 75 条**

建築作業又は解体作業に保険を要する建築物の種類及び規模は、政令でこれを定める。

## **第 18 章 建設関係者の責任**

### **第 76 条**

建築物の設計図書に瑕疵がある場合、その設計者が、当該設計図書が現行の規制に適合していることの証拠を示すことができない限り、当該設計者は、他人に生じたすべての損害について賠償責任を負うものとする。

### **第 77 条**

建築作業又は解体作業中に、建築作業、解体作業又は建設現場の管理作業に瑕疵がある場合、建築主及び建築又は解体作業の施工者は、連帯して、他人に生じたすべての損害について賠償責任を負うものとする。

### **第 78 条**

建設検査・認証者は、自らの検査及び認証作業の瑕疵によって他人に生じたすべての損害について賠償責任を負うものとする。

### **第 79 条**

建築物の利用又は管理に瑕疵がある場合、建築主、建築管理者及び建築物の賃借人

は、連帯して、他人に生じたすべての損害について賠償責任を負うものとする。

## **第 80 条**

設計、建築作業又は解体作業、建設現場の管理、検査及び認証、建築物の利用並びに建築物の管理の瑕疵によって生じた損害賠償請求権は、次に掲げる場合、時効によって消滅するものとする。

- 被害者又はその法的代表者が損害賠償を請求することができると認識してから 3 年が経過した場合
- 損害の発生から 10 年が経過した場合

## **第 81 条**

建設資材、建設設備及び建設製品の製造者は、次の各号に掲げる証拠のいずれかを示すことができない限り、それら製品の瑕疵によって他人に生じた損害について賠償責任を負うものとする。

- (1) 当該建設資材、建設設備又は建設製品が販売され又は流通時には、当時の科学的及び技術的知見では当該損害を引き起こした瑕疵を発見することができなかったこと
- (2) 当該建設資材、建設設備又は建設製品が必要とされる技術規制に従って製造されたこと

## **第 82 条**

建設資材、建設設備又は建設製品の瑕疵によって生じた損害賠償請求権は、次に掲げる場合、時効によって消滅するものとする。

- (1) 被害者又はその法的代表者が損害賠償を請求することができると認識してから 3 年が経過した場合
- (2) 製造者が建設資材、建設設備及び建設製品を最初に引き渡した時点から 10 年が経過した場合、但し、建設資材、建設設備及び建設製品に人の健康に影響を与える物質が含まれる場合については、20 年間が加算される。

# **第 19 章**

## **建設分野における紛争解決**

### **第 1 節**

#### **建設分野における不服申立て**

## 第 83 条

- 1 建設分野における監督官庁の決定に利害関係を有する者は、当該決定に関する通知書を受領した日から 60 日以内に、当該決定を行った監督官庁又は国土整備・都市計画・建設省に書面で不服を申し立てることができる。
- 2 不服申立てを受けた監督官庁は、不服申立書を受領した日から 30 営業日以内に、明確な理由を付した不服に関する決定書を発行するものとする。
- 3 不服申立てを受けた監督官庁が、前項に定める期間内に不服に関する決定を行わない場合、不服を申し立てた者は、当該期間終了日から 60 日以内に、国土整備・都市計画・建設省に不服を申し立てることができる。
- 4 国土整備・都市計画・建設大臣は、不服申立書を受領した日から 30 営業日以内に、明確な理由を付した決定書を発行するものとする
- 5 不服申立てに関する決定に不服がある者は、決定を受領した日から 30 日以内に裁判所に不服を申し立てることができる。
- 6 国土整備・都市計画・建設大臣が上記項に定める期間内に不服に関する決定を行わない場合、不服を申し立てた者は、当該期間終了日から 30 日以内に、裁判所に不服を申し立てることができる。

## 第 84 条

- 1 建設分野における監督官庁の決定に利害関係を有する者は、裁判所に不服を申し立てる前に、当該決定に関する通知書を受領した日から 60 日以内に、書面で、国土整備・都市計画・建設省に不服を申し立てるものとする。
- 2 国土整備・都市計画・建設大臣は、不服申立書を受領した日から 30 営業日以内に、明確な理由を付した決定書を発行するものとする。
- 3 国土整備・都市計画・建設大臣の決定に不服がある者は、当該決定に関する通知書を受領した日から 30 日以内に、手続に従って裁判所に不服を申し立てることができる。

## 第 85 条

- 1 建設監査官の措置に不服がある者は、当該措置に関する通知書を受領した日から 60 日以内に、国土整備・都市計画・建設省に書面で不服を申し立てることができる、又は、当該措置に関する通知書を受領した日から 30 日以内に、手続に従って裁判所に不服を申し立てることができる。
- 2 国土整備・都市計画・建設大臣は、不服申立書を受領した日から 30 営業日以内に、明確な理由を付した不服に関する決定書を発行するものとする。
- 3 国土整備・都市計画・建設大臣の決定に不服がある者は、当該決定に関する通知書を受領した日から 30 日以内に、現行の手続に従って裁判所に不服を申し立てる

ことができる。

- 4 国土整備・都市計画・建設大臣が上記項に定める期間内に不服に関する決定を行わない場合、不服を申し立てた者は、当該期間終了日から 30 日以内に、裁判所に不服を申し立てることができる。

## 第 2 節

### 建設分野における個別の権利の行使又は建設又は解体請負契約に関する紛争解決

#### 第 86 条

- 1 建設分野における個別の権利行使若しくは義務履行によって損害を被る、又は、その懸念を有する者は、裁判所に提訴する前に、建設紛争解決委員会に調停を申し立てることができる。
- 2 調停の申立ては、損害を被った日から 60 以内に、書面で行うものとする。
- 3 建設紛争解決委員会は、申立書を受領した日から 60 日以内に、紛争当事者間の調停を行うものとする。
- 4 建設紛争解決委員会は、調停申立てを却下することを決定した場合、申立人に対して通知書を送付するものとする。この場合、申立人は、現行の手續に従って裁判所に提訴することができる。
- 5 建設紛争解決委員会が上記項に定める期間内に調停を行わない場合、申立人は、現行の手續に従って裁判所に提訴することができる。
- 6 紛争当事者が、建設紛争解決委員会の調停に従って、紛争を終結させるとの全員一致の合意に達しない場合、申立人は、期間終了日から、現行の手續に従って裁判所に提訴することができる。

#### 第 87 条

- 1 建設又は解体請負契約の一方当事者又は両当事者は、建設紛争解決委員会に対して、当該建設又は解体請負契約の履行に関する紛争について、調停及び紛争解決手段を申し立てることができる。
- 2 調停の申立ては、紛争発生日から 30 日以内に、書面で行うものとする。
- 3 建設紛争解決委員会は、申立書を受領した日から 30 営業日以内に、紛争当事者間の調停を行い、明確な理由を付した決定書を発行するものとする。
- 4 紛争当事者は、調停のいかなる段階においても、建設紛争解決委員会による調停及び紛争解決手段の取下げを決定することができる。但し、紛争当事者は、裁判所に提訴する前に、建設紛争解決委員会に対して、建設紛争解決委員会の調停及び紛争処理手段を取り下げる旨の通知書を提出するものとする。

## 第 88 条

建設紛争解決委員会への調停申立てがあった場合、債権に関する消滅時効は停止するものとする。

## 第 89 条

- 1 建設紛争解決委員会は次の各号に掲げる構造を有する。
  - (1) 国家建設紛争解決委員会
  - (2) 都/省建設紛争解決委員会
  - (3) 市/区/区建設紛争解決委員会
- 2 建設紛争解決委員会の組織及び役割は、政令でこれを定める。

## 第 20 章 罰則

### 第 90 条

本法における罰則には、書面による警告、建設専門家の業務又は建設業の実施のための免許又は許可の停止又は取消、行政上の罰金、専門家の業務の禁止、原状回復のための強制的な解体及び/又は再建築、罰金刑並びに禁錮刑が含まれる。

### 第 91 条

- 1 書面による警告又は建設専門家の業務若しくは建設業の実施のための免許若しくは許可の停止若しくは取消は、国土整備・都市計画・建設大臣の権限である。
- 2 国土整備・都市計画・建設大臣は、都、州、市及び区の長に対して、本条に定める権限を委譲又は委任することができる。

### 第 92 条

- 1 行政上の罰金は建設監査官の権限である。
- 2 刑事上の訴権は、行政上の罰金の支払いによって消滅する。
- 3 違反者が行政上の罰金の支払いを拒否した場合、建設監査官は、管轄裁判所に起訴するために、当該犯罪を立件することができる。
- 4 行政上の罰金によって処罰される犯罪は、政令でこれを定める。
- 5 行政上の罰金、罰金の納付、罰金の領収書の管理、及び、本法の条項に定める罰則からの収入の処理手続は、国土整備・都市計画・建設省、法務省及び経済・財政省の共同省令でこれを定める。
- 6 王国政府は、建設に関する犯罪の抑止に携わった職員に対する報奨を決定するこ

とができる。

### 第 93 条

- 1 エンジニア、建築家及びその他熟練工以外の者で、建設専門家の役割を果たす者は、これを 500 万リエル以上 2000 万リエル以下の罰金に処する。
- 2 1 年以内に再び同一の罪を犯した者は、これを 1 ヶ月以上 1 年以下の禁錮及び上記の金額の倍額の罰金に処する。

### 第 94 条

- 1 エンジニア、建築家及びその他熟練工で、専門家委員会に登録せずに建設専門家の役割を果たす者は、これを 400 万リエル以上 1000 万リエル以下の罰金に処する。
- 2 1 年以内に再び同一の罪を犯した者は、これを 1 ヶ月以上 1 年以下の禁錮及び上記の金額の倍額の罰金に処する。

### 第 95 条

- 1 無免許で、独立して建設分野における専門家の業務に従事する者は、これを 2000 万リエル以上 4000 万リエル以下の罰金に処する。
- 2 1 年以内に再び同一の罪を犯した者は、これを 1 年以上 3 年以下の禁錮及び上記の金額の倍額の罰金に処する。

### 第 96 条

許可なく建設業を営み、他人に傷害を与え又は他人の健康を損なう者は、これを 1 年以上 3 年以下の禁錮及び 1000 万リエル以上 2000 万リエル以下の罰金に処する。

### 第 97 条

- 1 監督官庁による建築作業の停止、変更若しくは中止、又は、建築物の解体若しくは利用禁止の決定を妨害した者は、これを 2000 万リエル以上 4000 万リエル以下の罰金に処する。
- 2 監督官庁による建築作業の停止、変更若しくは中止、又は、建築物の解体若しくは利用禁止の決定を二度妨害した者は、これを 1 ヶ月以上 3 ヶ月以下の禁錮及び上記の金額の倍額の罰金に処する。

### 第 98 条

建築作業のために、建築物の品質及び利用者の安全の確保が要求される建設資材、建設設備及び建設製品を、建設技術規制、又は、一定の基準が要求される建設資材、建設設備及び建設製品の技術規制を遵守することなく、利用し、又は、設置し、他人



に傷害を与え又は他人の健康を害した者は、これを1年以上3年以下の禁錮及び2000万リエル以上4000万リエル以下の罰金に処する。

#### **第99条**

建設技術規制を遵守することなく設計図書を作成し、その設計図書の実施によって他人に傷害を与え又は他人の健康を害した設計者は、これを1年以上3年以下の禁錮及び2000万リエル以上4000万リエル以下の罰金に処する。

#### **第100条**

設計図書及び建設技術規制に従わずに建築物を建築又は解体し、他人に傷害を与え又は他人の健康を害した施工者は、これを1年以上3年以下の禁錮及び2000万リエル以上4000万リエル以下の罰金に処する。

#### **第101条**

設計図書又は建築作業若しくは解体作業の適合性について検査及び認証を行った検査・認証者は、実際には、当該設計図書又は建築作業若しくは解体作業が建設技術規制及び／又は承認された設計図書に適合しておらず、かつ、他人に傷害を与え又は他人の健康を害した場合、これを2年以上5年以下の禁錮及び3000万リエル以上6000万リエル以下の罰金に処する。

#### **第102条**

事業目的で、利用証明書がない建築物を利用し又は利用に供し、他人に傷害を与えまたは他人の健康を害した者は、これを1年以上3年以下の禁錮及び2000万リエル以上4000万リエル以下の罰金に処する。

#### **第103条**

- 1 本法第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条及び第102条に規定する犯罪行為によって被害者に手足の切断又は後遺障害が生じたときは、5年以上10年以下の禁錮に処する。
- 2 本法第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条及び第102条に規定する犯罪行為によって人の死が生じたときは、7年以上15年以下の禁錮に処する。

#### **第104条**

本法第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条及び第103条の規定による罰則は、これらの条項が規定する犯罪行為が建設事業会社の技術長によつ

て行われた場合にも適用される。

### 第 105 条

- 1 無免許で建設業を営む法人は、これを 4000 万リエル以上 8000 万リエル以下の罰金に処する。
- 2 法人は、刑法第 42 条（法人の刑事責任）に規定する条件に基づき、本法第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条及び第 103 条に掲げる犯罪行為について、刑事責任を問われることがある。
- 3 法人は、これを 6000 万リエル以上 1 億リエル以下の罰金及び次に掲げる一つ以上の付加刑に処する。
  - (1) 刑法第 170 条（法人の解散及び清算）に定める手続による解散
  - (2) 刑法第 171 条（裁判所の監視下に置くこと）に定める裁判所の監視下に置かれること
  - (3) 刑法第 172 条（活動の禁止）に定める手続による一つ以上の活動の禁止
  - (4) 刑法第 173 条（公契約からの排除）に定める手続による公契約からの排除
  - (5) 刑法第 180 条（裁判の掲示による公示）に定める手続による刑罰に関する決定の公示
  - (6) 刑法第 181 条（視聴覚通信手段による決定の伝達）に定める手続による視聴覚通信手段による決定の伝達

## 第 21 章 経過規定

### 第 106 条

- 1 建築許可証を要する場合において、本法施行前に許可を受けずに建築された又は許可に違反して建築された建築物の所有者はすべて、本法施行後 2 年以内に、監督官庁に対して、当該建築物について利用証明書を申請するものとする。
- 2 上記期間中、本法施行前に許可を受けずに建築された又は許可に違反して建築された建築物には、引き続き、建設分野に関連し、存在するすべての罰則規定が適用されるものとする。

### 第 107 条

- 1 監督官庁は、建築物の利用者及び公衆に危険を及ぼさず、かつ、秩序に影響を及ぼさない場合、本法施行前に許可を受けずに建築された又は許可に違反して建築された建築物について利用証明書を発行することができる。

- 2 本法施行前に建築された建築物に対する利用証明書の付与の方式及び手続は、国土整備・都市計画・建設省令でこれを定める。

#### **第 108 条**

既に活動している又は事業を営んでいる建設研究所は、本法施行後 2 年以内に、本法の規定に従って、許可又はその営業の免許を申請するものとする。

#### **第 109 条**

- 1 王国政府は、必要に応じて、建設専門家又は建設事業会社に対して、その専門家業務又は事業の実施に関する責任を保証するために、カンボジア国立銀行に金銭を預託するよう求めることができる。専門家業務又は事業の実施が終了した場合、及び、それら免許が失効、又は、監督官庁によって取り消された場合、建設専門家又は建設事業会社は、預託金を引き出すことができる。
- 2 被害を受けた建設専門家又は建設事業会社の顧客は、前項に定める預託金について、従業員の賃金に次ぐ第二順位の先取特権を有する。
- 3 金銭預託の条件及び手続、預託金の引出し並びにカンボジア国立銀行に預託すべき最低金額は、専門家の業務又は事業の実施に対する法的責任を保証するために、各種の免許に応じて、政令でこれを定める。

## **第 22 章 最終条項**

#### **第 110 条**

本法に反する規定は、これを廃止する。

#### **第 111 条**

本法は緊急事項として、これを布告する。

(以下略)

## 用語集

- 1 **建設作業**とは、設計作業、測量作業、建築作業、解体作業、現場管理作業、認証作業、実験作業、建設計画管理、又は、建設安全性及び品質管理をいう。
- 2 **設計作業**とは、計画／設計図面作成作業、建築学及び工学作業上の調査及びデータ分析作業、立案作業、見積書作成、技術的指導書作成、及び、詳細な設計図面作成作業をいう。
- 3 **測量作業**とは、立案作業、設計作業及び建築作業に役立つ、測定、測量、地形測量、及び、観測から発生する、資料及び情報の調査、並びに、分析をいう。
- 4 **建築作業**とは、土木作業、新たな建築物の建築作業、修繕作業、変更作業及び据付作業をいう。
- 5 **修繕作業**とは、建築物の構造に影響を与えることなく、何らかの理由で損傷した建築物の一部又は全部を修繕することをいい、最終的には事故を引き起こす可能性のある、古く、荒廃した一部の交換、並びに、改良及び美観及び原状を保ちながらの建設資材及び建築設備の内装の据付を含む。
- 6 **変更作業**とは、建築物の全体又は一部の機能を変更することをいう。
- 7 **解体作業**とは、建築物の一部を分解若しくは撤去する作業、又は、建築物全体を撤去する作業、又は、建築物を破壊する作業をいう。
- 8 **検査・認証作業**とは、建築物の利用、及び、建築作業又は解体作業における安全性及び快適性を確保するために、建築作業又は解体作業実施のための設計図書、計算、及び、技術的指導が、建設技術規制及び現行の規制に適合していることの検査、分析及び認証をいう。
- 9 **実験作業**とは、建築物の構造、建設工具及び重機並びに建設資材、建設設備及び建設製品の調査、分析、地質調査をいう。
- 10 **建設計画管理**とは、建設計画の管理者が建築主に代わって実施する、時間、費用、品質及び安全性の面で、建築又は解体計画が効率的に運営されることを確保するための作業をいう。
- 11 **取消**とは、監督官庁又は公務員による、建設に関する免許又は許可を無効にする決定をいう。
- 12 **建設請負契約**とは、建築主及び施工者間の請負契約、並びに、施工者及び建築作業又は解体作業を行う下請人間の請負契約をいう。
- 13 **設計図書**とは、建築設計図面、構造設計図面、機械系統図面、電気図面、上下水道施設図面、防火設備図面、又は、その他の技術図面、書類、及び、建築物の建築又は解体及び利用のための指示書等の建設作業を目的とする技術的文書をいう。

- 14 **請負代金**とは、建築主が施工者に対して支払わなければならない、建設請負契約において定められる代金又はその他の交換価値をいう。
- 15 **不可抗力**とは、自己の意思によらずに発生し、予期できず、抵抗することのできない出来事をいう。
- 16 **建設技術規制**とは、監督官庁によって採択された、建設作業を実施するための強制的な技術基準、条件及び規則をいう。
- 17 **国土整備・都市計画規制**とは、土地管理及び都市計画、国土整備計画、土地利用基本計画、土地利用計画並びに詳細な都市計画に関する、法規に定める規則をいう。
- 18 **荷重**とは、重量、圧力又は建築物の構造への圧力若しくは影響力をいう。
- 19 **建設設備**とは、電球、電線、光ファイバー、流し台、蛇口、浴槽、エアコン、エレベーター、パイプ等、建築物の品質、快適性、使いやすさを高めるために、建築物内で用いる又は建築物に取り付けるために、組み立て、作成、又は、製造された設備をいう。
- 20 **建設製品**とは、屋根タイル、レンガ、モルタル、コンクリート、柱、壁、屋根の上の装飾された棟木、コンクリート床、コンクリートパイプ、しっくい天井、波形鉄／鋼板、ファイバーボード、壁紙、塗料又はタイル接着剤等、建築物の構造を建築するために利用、及び、建設資材を用いて作成又は製造された完成品又は半完成品をいう。
- 21 **製造者**とは、製造者、輸入者、又は、製造者若しくは販売者として、その名前を製品に記す者をいう。
- 22 **建築主**とは、建築物の所有者、自己の土地上に、若しくは、他者の土地上に土地所有者の許可を得て、建築した建築物の不動産開発業者、又は、永貸人の土地上に建築物を建築する永借人をいう。
- 23 **建設検査官**とは、建築作業又は解体作業を確認するため、並びに、建築物の品質及び安全性を管理するために、監督官庁から任命される技術公務員をいう。
- 24 **瑕疵**とは、通常又は一般的な状態とは異なることをいう。
- 25 **利用証明書**とは、監督官庁から、建築物の利用、賃貸又は建築物を用いて事業を行うために、建築主に対して与えられる許可証をいう。
- 26 **危険建築物**とは、近隣の建築物、並びに、利用者、近隣住民及び一般大衆の生命、身体及び健康に危険を及ぼす可能性のある建築物若しくは建築物の一部、又は、建築物に取り付けられた建設資材若しくは建設設備をいう。
- 27 **建築物**とは、建設作業の過程、又は、建設資材、建設設備若しくは建設製品を用いて建設される、常設若しくは仮設の建物、構造物若しくは建造物をいう。
- 28 **建設資材**とは、建築物の構造、建設設備又は建設製品として、混ぜ合せ、組み合わせ、組み立て、又は、用いられる、砂、砕石（骨材）、砂利、セメント、鋼材、

ガラス、粘土、セラミック、木材等の原材料をいう。

- 29 **施工者**とは、建設若しくは解体請負人、専門的な建設若しくは解体請負人、又は、建築職人の団体をいう。
- 30 **不動産開発業者**とは、営利目的で売却するために建物建築業を営む業者、投資家又は会社をいう。
- 31 **監督官庁**とは、国土整備・都市計画・建設大臣、並びに、都、州、市及び区の長をいう。
- 32 **建設専門家**とは、カンボジア建築家委員会若しくはカンボジアエンジニア委員会に登録している建築家若しくはエンジニア、又は、他の関連する建設専門家委員会に登録している熟練工をいう。
- 33 **熟練工**とは、関連する専門技術学校で研修を受けた、若しくは、建築作業について熟練した建設技能者、又は、該当する分野の建設専門家委員会が設置されていない熟練工をいう。
- 34 **建築管理者**とは、一定期間、建築主から建築物の管理の委任、又は、管理権を受けた者をいう。